答申第208号(諮問第222号)

「消費生活課等の知事部局の実施機関の職員 (以下甲という)が困ると、学事法制課職員 が不法行為をしてまで誤魔化せ等と甲に入れ 知恵してよい・又はしなければならない、と いう内容」外2件の公文書不存在決定に対す る審査請求

群馬県公文書開示審査会 第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県知事(以下「実施機関」という。)に対し、別表の(あ)欄に記載の年月日付けで、別表の(い)欄に記載の開示請求(以下「本件各請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表の(う)欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表の(え)欄に記載の決定(以下「本件各処分」という。)を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

(不存在の理由)

請求内容に関する公文書を作成していないため。

3 審查請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成30年2月19日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において 読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年3月7日付け で弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成30年5月21日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して平成30年7月13日、本件審査請求事案(以下「本件事案」という。)の諮問を行った。

第3 争点(本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について)

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

2 弁明書における実施機関の主張要旨

(1) 別表項番1に係る公文書について

地方公務員法第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、 地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の 職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定め ている。また、同法第33条は、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の 職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為禁 止の義務を定めている。

地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法はもとよりその他の法令を遵守すべき立場にあり、状況の如何に関わらず「不法行為をしてまで誤魔化せ等と職員に入れ知恵してよい、又はしなければならない」等という法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

(2) 別表項番2に係る公文書について

地方公務員法の適用を受ける実施機関の職員は、法令等遵守義務が課せられており、その内容として、法令を適正に解釈・運用することが求められている。具体的には、業務執行に関する判例が存在する場合には、執行内容や執行方法等について、判例で示されている解釈、適用等を専門家や関係機関に意見照会する等により、独断で偏った判断によることなく、普遍的な理解を得るべく公正な判断に努めて業務遂行することが求められている。したがって、「全ての最高裁判所の判例を自分勝手に解釈してよい、又はしなければならない」ことを内容とする法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

(3) 別表項番3に係る公文書について

学事法制課の職員及び消費生活課の職員も地方公務員法の適用を受ける公務員であり、法令を適正に解釈・運用することが求められている。最高裁判所の判例は、憲法違反や法令の解釈、適用等を示すものであり、法令を適正・解釈するに際して、その内容を十分に理解し、尊重したうえで業務遂行することが求められる。したがって「すべての最高裁判例に従わなくてよい・又は従ってはならない」という全ての最高裁判所判例に一律に従わなくてよい旨を内容とするような法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述 聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1) 昭和44年の最高裁判例により、公務員に肖像権はないと言われ出した。
- (2) 消費生活課での相談時、撮影をしたところ、学事法制課の職員まで現れて、追い出された。職権濫用の不法行為である。

(3) 群馬県の規則を根拠に持ち出して、私のカメラを壊しそうにしてまで、退去させようとしたのだから、そういう公文書が存在すると言わざるをえない。

第5 審査会の判断

- 1 争点(本件各請求に係る公文書の公文書不存在決定について)
- (1)請求人は、「条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものである」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

(2) 地方公務員法の規定について

すべての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を定めている。また、同法第33条は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとして、信用失墜行為禁止の義務を定めている。

(3) 別表項番1の請求に係る公文書について

地方公務員である学事法制課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、「不法行為をしてまで誤魔化せ等と職員に入れ知恵してよい、又はしなければならない」という法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することは通常想定し難いことであることから、別表項番1の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(4) 別表項番2の請求に係る公文書について

地方公務員である学事法制課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、法令を適正に解釈・運用することが求められ、業務執行に関する判例が存在する場合には、執行内容や執行方法等について、判例で示されている解釈、適用等を専門家や関係機関に意見照会する等により、独断で偏った判断によることなく、普遍的な理解を得るべく公正な判断に努めて業務遂行することが求められている。したがって、全ての最高裁判所の判例を自分勝手に解釈してよい、又はしなければならないという内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難いことであることから、別表項番2の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(5) 別表項番3の請求に係る公文書について

地方公務員である学事法制課の職員及び消費生活課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、法令を適正に解釈・運用することが求めら

れている。最高裁判所の判例は、憲法違反や法令の解釈、適用等を示すものであり、法令を適正に解釈・運用するに際して、その内容を十分に理解し、尊重したうえで業務遂行することが求められる。したがって、すべての最高裁判例に従わなくてよい・又は従ってはならない、というすべての最高裁判所判例に一律に従わなくてよい旨を内容とするような法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することは通常想定し難いことであることから、別表項番3の請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(6) したがって、本件各請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段の 不自然な点は認められず、判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内容
平成30年 7月13日	諮問
平成30年 7月20日 (第70回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 9月 5日 (第71回 第二部会)	審議
平成30年12月19日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成30年1月6日	消費生活課等の知事部局の実施機関の職員(以下甲という)が困ると、学事法制課職員が不法行為をしてまで誤魔化せ等と甲に入れ知恵してよい・又はしなければならない、という内容	平成30年1月22日	不存在
2		消費生活課・学事法制課等の知事部局の職員が、自らの持つ判例集のみを鵜呑みにして、弁護士に正確な解釈の依頼もせず、すべての最高裁判例を自分勝手に解釈してよい・又はしなければならない、という内容	平成30年2月2日	不存在
3	平成30年1月20日	消費生活課・学事法制課職員がすべての最高裁判例に従わなくてもよい・又は従ってはならない、という内容	平成30年2月2日	不存在